

## 委 託 契 約 書 （案）

地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「甲」という。）と、  
（以下「乙」という。）とは、業務の委託について、次のとおり契約する。  
（委託業務）

第1条 甲は、栽培水産試験場に設置する設備容量1,800キロボルトアンペアの需要設備、及び375キロボルトアンペアの発電施設2基(300kw×2機)の自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）に係る保安管理業務（以下「委託業務」という。）の処理を甲の定める保安規程に基づき乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託業務の内容）

第2条 この契約に基づき乙が処理すべき委託業務の内容は、次の各号に掲げる業務とする。ただし、別紙1に定める点検及び測定試験については、業務の対象外とする。また業務の内容等に関する細目については別紙2のとおりとする。

- (1) 月次点検
- (2) 年次点検
- (3) 臨時点検
- (4) 不良個所の改修指導及び助言
- (5) 事故発生時の処置等及び必要に応じてする事故発生後の精密点検
- (6) 関係官庁が行う検査の立会
- (7) 工事中点検
- (8) 業務の対象外である点検及び測定試験を甲が行う場合の指導及び助言

（処理の方法）

第3条 乙は、前条に定める業務を次の基準により実施するものとする。

- (1) 月次点検は、運転中の電気工作物につき毎月1回行うこと。
- (2) 年次点検は、電気工作物の運転を停止して年1回行う（受変電設備年次点検時）。
- (3) 臨時点検は、異常が発生し又は発生するおそれがある場合、必要の都度行うこと。
- (4) 不良個所の改修指導及び助言は、その都度、書面をもって行うこと。
- (5) 工事中点検は、電気工作物の設置、改造等の期間中、毎週1回行うこと。
- (6) 業務の対象外である点検及び測定試験を甲が行う場合の指導及び助言は、甲が指示した当該結果の記録に基づき行うこと。

（委託期間）

第4条 委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（委託料）

第5条 甲は、委託業務に対する委託料として金 万 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）（月額 金 円）を乙に支払うものとする。

2 甲は乙に対して毎月25日（25日が金融機関等の営業日でない場合には、その直後の営業日）に前月分の委託料を支払うものとする。

3 委託料の支払場所は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長の勤務の場所とする。

4 工事中点検にかかる委託料は、甲乙協議して別に定めるものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。  
ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務担当員等)

第9条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導及び災害、事故その他非常の場合の連絡に当たる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(相互協力義務)

第10条 甲は、乙が行う電気工作物に係る委託業務について協力するものとし、乙は、電気工作物に係る委託業務を誠実に行うものとする。

(業務処理責任者及び保安業務担当者)

第11条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者及び保安業務担当者及び保安業務従事者を定め、甲に書面で通知するものとし、甲はその内容を確認するものとする。業務処理責任者及び保安業務担当者及び保安業務従事者を変更した場合も、同様とする。

2 保安業務担当者及び保安業務従事者は、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「電気事業法施行規則」という。）に適合する者を充てるものとする。

3 業務処理責任者と保安業務担当者とは、これを兼ねることができるものとする。

4 乙は、緊急の場合における乙の執務時間内及び執務時間外の連絡方法を定め、甲に書面で通知するものとする。

(業務処理責任者等の変更請求等)

第12条 甲は、業務処理責任者又は点検等担当技術者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(点検等の結果の通知等)

第13条 乙は、電気工作物について点検を行ったときは、その結果を書面により、その都度甲に通知するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

(2) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(3) 次項に規定する理由によらないで契約解除の申し出をしたとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、

この契約を解除することができる。

第14条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。

(2) 乙が、独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金（以下「課徴金」という。）の納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、かつ、当該納付命令が同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(3) 乙が、独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われ、かつ、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合（独占禁止法第49条第7項、第50条第5項若しくは第52条第5項の規定により確定した場合（当該確定した納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）若しくは独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかった場合又同項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において当該訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。次号において「確定した場合」という。）における当該命令をいう。）において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(6) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは、乙に対する命令で確定した場合における当該命令を、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定した場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年4月1日規程第48号）第30条第1項の規定による見積書の徴取が、行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

(7) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（損害賠償）

第15条 第14条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2 第14条第2項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

5 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をする

ものとする。ただし、その賠償の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。  
第15条の2 乙は、この契約に関して、第14条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号及から第6号までに掲げる場合において、排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当兼売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の額の10分の2に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

(相殺)

第16条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(契約の失効)

第17条 この契約は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その効力を失うものとする。

(1) 電気工作物が廃止されたとき。

(2) 電気工作物について電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項の承認の効力を失われたとき又は承認を取り消されたとき。

(3) 電気工作物が一般電気工作物になったとき。

2 前項の規定によりこの契約がその効力を失った場合においては、甲及び乙は、相互に損害賠償の請求をしないものとする。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第19条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第20条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年 月 日

札幌市北区北19条西11丁目

甲 地方独立行政法人北海道立総合研究機構  
理事長 丹保 憲仁

(担当部局名：栽培水産試験場)

乙

## 保安管理業務の範囲に関する細目

次表に掲げる点検及び測定試験については、本契約の範囲外とするので、甲は、乙の意見を聞いて甲の負担において必要な点検及び測定試験を行うものとする。

この場合、甲は、乙にその結果の記録を提示し、乙は、必要に応じて助言するものとする。

対象電気工作物の種類	点検及び測定試験
取扱に法令による特定の資格を要するもの及びコンピュータのように電子機器を内蔵するなど取扱に特別の専門技術を要するもの。	主開閉器から各機器の1次側電路までの外観点検及び絶縁抵抗試験以外の点検及び測定試験。
非常用予備発電装置及びこれの付属機器。	外観点検、観察点検、起動試験、絶縁抵抗試験、接地抵抗試験以外の各種試験及び分解点検調整。
移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線。	常時、電路に接続して使用されるもの及び点検時に現場に置かれてあるもの以外のものの点検及び測定試験。
広告灯、照明灯等高所にあるもの及びその他点検困難なところにあるもの。	点検現場において容易にできるもの以外の点検及び測定試験。
密閉防爆機器のように構造上点検ができない機器。	外観点検及び絶縁抵抗試験以外の点検及び測定試験。